

マイナンバーを記載しなくても、不利益なし!



国民の不安の声が高まる中、1月からマイナンバー制度の運用がスタートしました。相模原市では昨年10月から、番号を知らせる「通知カード」の郵送が約32万件におこなわれていますが、そのうちの約1割が不着となり、市民に届いていない状況となっています。

制度が始まって、自分の番号すら知ることができない人が多くいるという状況は、きわめて深刻な矛盾です。

日本共産党市議団は12月定例会議の代表質問で、市民が市に提出する書類にマイナンバーを記載しなかった場合の対応について質問し、市は「申請書類にマイナンバーが記載されていないことも、市民に不利益が生じることのないよう適切に対応する」と答弁しています。またこの間、健康保険や確定申告においても、マイナンバーが未記載の場合でも、不利益が生じないことがわかっています。

マイナンバー制度は、赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をした全員に、12桁の番号を付けて、個人の納税や社会保障、預貯金、健康診断などの情報を国が管理し、活用しようとするものです。

国民には利益が無く、個人情報保護の点でも重大な問題があるマイナンバー制度は、必要ありません。

一般質問より

公民館も有料化?

誰もが利用しやすい使用料無料の公民館をこそ

公民館有料化の検討状況

市は、「受益者負担」の考え方にたって、公民館についても「有料化」の方針を示しています。維持管理等にかかるコスト計算を進め、有料化をいつ実施するか、市民負担はどこまでにするかについて、「現在、検討中」と答えています。

公民館の利用実態は?

相模原市には公民館が32館あり、それぞれの地域で、歴史や地域性を生かした多彩な活動がおこなわれ、多くの人に利用されています。

2014年度の32館の合計利用状況 (市提供資料より)

- 利用件数 132,225件
- 利用者数 668,870人

利用内容

主催事業、学習研究団体、文化団体、体育レク団体、青少年関係団体、社会教育関係団体、一般成人団体、政治経済団体、官公庁、図書室、公民館保育、ITパソコン、その他、

公民館の「4つ原則」

「公民館は地域づくりの拠点となるよう、家庭や地域の教育力に果たす役割が求められている」として、市が公民館を運営するにあたって大切に守ってきた「4つの原則」があります。

「いつでも、どこでも、誰でも、学習・文化・スポーツの活動を保障すること」が社会教育法の理念であり、その役割を担うのが公民館です。この条件整備こそ、行政の役割のほうです。

公民館1館あたりの活動費は年間約100万円で、全32館でも約3200万円です。生きがいづくりや健康維持、地域の課題解決、コミュニティの形成など、多様な価値をもつ公民館の有料化は利用者減などを招き、地域のひとつづくりなどへの影響をもたらすことになるのではないのでしょうか。

- ①住民主体の原則
- ②地域主義の原則
- ③教育機関であること
- ④貸館の無料・公平・自由の原則

若い世代への雇用対策、定住促進を!

「相模原市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(案)」が公表されました。現在約72万人の人口は、2019年の約73万人をピークに減少し、44年後の2060年には約54万2千人となることや、高齢化率が2060年には42.3%になると推計されています(表参照)。

12月議会の一般質問では、人口減少および少子化に歯止めをかけ、若い世代が相模原市に定住することを促進するため、若い世代に対する市内中小・

零細企業への就職支援の更なる推進に

加え、若い世代に対して「家賃補助制度」を導入することを提案しました。相模原市の出生率は1.24で、全国平均(1.43)を下回っています。少子高齢化を迎えているいま、子ども医療費助成制度の対象年齢拡大などの子育て支援に加え、所得が低い若い世代の「自立」を支援することも求められています。

これからの相模原を担う若い世代が、希望を持って生活できる社会をつくるために、これからは全力で取り組んでまいります。

2015年	2060年
人口	約72万2千人 → 約54万2千人
※人口のピークは、2019年の約73万2千人 ※0~14歳は5割強の減、15~64歳は4割減。一方、65歳以上は7割増	
2015年	2060年
高齢化率	23.6% → 42.3%
※2045年頃、高齢者人口のピークを迎える(243,498人) ※65歳以上の約7割が75歳以上、市民の4人に1人が75歳以上となる	

ご意見・ご相談は市議団へ

緑区

中央区

南区



田所健太郎
070 (5432) 7613



松永ちか子
090 (7840) 1418



竹腰さなえ
090 (3008) 3945



山下伸一郎
090 (5814) 9020



羽生田がく
080 (1458) 2222

弁護士による無料法律相談

★第2木曜日 14時~16時
市役所本館2階 党市議団控室

他の場所では
★毎月1日(土日は変更) 18時30分~
★第3月曜(祝日は変更) 18時30分~

※日程変更の場合もありますので、事前にご連絡ください